

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第93号

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条中「第1章第4節第40に規定する」の右に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)